

様式第3号

沖縄県土木建築部公告新石第3号

簡易公募型総合評価落札方式（標準型）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成24年7月13日

新石垣空港建設事務所長 久高 将佐



1 業務概要

- (1) 業務名 H24新石垣空港現場技術業務委託（その13）
- (2) 履行場所 沖縄県石垣市内
- (3) 業務内容 現場技術業務 7ヶ月
- (4) 履行期間 平成24年9月3日から平成25年3月29日まで
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 沖縄県の平成23・24年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分：土木関係コンサルタント、希望業務内容：港湾及び空港に登録された者。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
- エ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札者決定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- キ 沖縄県内に、本店があること。
- ク 実施方針が適正であること。

(2) 削除

(3) 実績及び管理技術者等の要件

ア 企業に関する要件

- (ア) 2(3)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、過去10年（平成14年度から平成23年度）に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した実績を有さなければならない。

- a 同種業務：10,000m²以上の土工事に関する現場技術業務
- b 類似業務：空港土木工事に関する現場技術業務

（同種業務、類似業務とも国・県の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

予定技術者においては、下記に示す条件を満たす者であり以下のいずれかの資格保有者であること。

(7) 管理技術者

- a 技術士（建設部門）または総合技術監理部門の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 一級土木施工管理技士の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。
- c RCCM（港湾及び空港）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。
- d RCCM（港湾及び空港以外の分野）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。

(4) 担当技術者

- a 技術士（建設部門）または総合技術監理部門の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 一級土木施工管理技士の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。
- c RCCM（港湾及び空港）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。
- d RCCM（港湾及び空港以外の分野）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(7) 管理技術者

管理技術者は、過去10年（平成14年度から平成23年度）に完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を1件以上有すること。

- a 同種業務：10,000m²以上の土工事に関する現場技術業務
- b 類似業務：空港土木工事に関する現場技術業務
（同種業務、類似業務とも国・県の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

(4) 担当技術者

担当技術者は、過去10年（平成14年度から平成23年度）に完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を1件以上有すること。

- a 同種業務：10,000m²以上の土工事に関する現場技術業務
- b 類似業務：空港土木工事に関する現場技術業務
（同種業務、類似業務とも国・県の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上。

※手持ち業務量とは、平成24年7月13日現在（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(4) 削除

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 評価テーマに関する技術提案

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

エ 総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(2) 落札者の決定方法

落札者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

エ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

イ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務等における総合評価方式低入札価格調査試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成24年7月13日(金)から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

ウ 問い合わせ先 公告文6(8)イの場所

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間 平成24年7月13日(金)から平成24年7月23日(月)まで

(イ) 提出方法等 入札説明書による

イ 入札参加資格の審査結果の通知(指名通知)

電子入札システム又は、郵便等をもって平成24年7月27日(金)を予定する。

(ア) 期 間 上記ア(ア)と同じ。

(イ) 提出方法等 上記(2)(イ)と同じ。

(ウ) 部 数 1部

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等

(ア) 期 間 平成24年7月27日(金)から平成24年8月13日(月)まで

(イ) 提出方法等 入札説明書による

ウ 技術提案書のヒアリング

(ア) 期 間 平成24年8月15日(水)

(イ) 提出方法等 入札説明書による。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成24年8月17日（金） 9時00分

入札書提出締切日時：平成24年8月20日（月） 15時00分

イ 持参による場合

持参日時：平成24年8月21日（火） 10時00分

持参場所：沖縄県土木建築部 新石垣空港建設事務所用地総務班（八重山合同庁舎5F）

※指名通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成24年8月21日（火） 10時00分 電子入札システムにより開札

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

ウ 落札者の決定後、TECRIS等により配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

「技術提案の履行確実性」について調査を実施する。

(6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、次の条件を契約の条件とする。

ア 管理技術者の手持ち業務に低入札業務がある場合手持ち業務量の制限を行う。

通常、4億、10件を2億、5件へ変更する。

(7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438-1

沖縄県土木建築部 新石垣空港建設事務所 用地総務班

電話番号 0980-82-3245

イ 応募調書資料関係：〒907-0424 沖縄県石垣市字白保1959-18

沖縄県土木建築部 新石垣空港建設事務所 建設班

電話番号 0980-86-7493

ウ 設計図書関係：イと同じ。

(9) 詳細は入札説明書による。